

## 第八章 鐵 筋 工

### 第四十五條 掃 除

- (1) 鐵筋は組立に先立ちて清掃し浮錆、其の他コンクリートとの附着力を減する虞れあるものは之を除去すべし。断面積不足と認めらるゝ鐵筋は之を使用すべからず。
- (2) 鐵筋組立後長時日を経過したる場合には、コンクリートの填充に先立ち再び鐵筋の検査をなし必要に應じ之を清掃すべし。

### 第四十六條 鐵 筋 の 加 工

- (1) 鐵筋は設計に示されたる形狀及寸法に正しく一致せしむる様、材質を傷けざる方法に依り加工すべし。
- (2) 設計に示されざる場合鐵筋を曲ぐる場合には、其の端に於ては鐵筋最小寸法の 1.5 倍以上、曲鐵筋の曲點に於ては 10 倍以上の半徑を有する圓形の型を用ふべし。
- (3) 加熱して曲ぐる場合には其の全作業に就て、責任技術者の承認を受くる事を要す。
- (4) 設計に相違せる屈曲又は急曲を有する鐵筋は使用すべからず。

### 第四十七條 鐵 筋 の 組 立

- (1) 鐵筋は正しき位置に配置し、コンクリート填充の際に位置を變ぜざる様充分堅間に組立つる事を要す。之が爲め必要ある場合には適當なる組立鐵筋を使用すべし。
- (2) 鐵筋の交叉點は直徑 0.9 mm 以上の燒鈍鋼線又は適當のクリップに依りて緊結すべし。
- (3) 鐵筋と堰板との間隔はモルタル塊、鐵座、吊金物等に依りて正しく保持せしむべし。

### 第四十八條 鐵 筋 の 繼 手

鐵筋の繼手は次の方法に據るべし。

- (1) 抗張鐵筋には成可く繼手を避け、之を設くる場合には相互にすらし一斷面に之を集中せしむべからず。又應力大なる部分に於ては繼手を設くべからず。
- (2) 抗張鐵筋の重ね繼手は先端を半圓形の鈎に曲げ、鐵筋直徑の 30 倍以上重ね合せ、直徑 0.9 mm 以上の燒鈍鋼線にて數箇所緊結すべし。
- (3) 抗張鐵筋の鎗接繼手には効率確實に 80% 以上なる方法を採用し、50% 以上の斷面を有する附加鐵筋を併用すべし。附加鐵筋の重ね合せ長さは其の直徑の 60 倍以上とし兩端には半圓形の鈎を設くべし。
- (4) 將來繼足しの爲め鐵筋を露出し置く場合には之が腐蝕せざる様相當の保護をなすべし。